

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和6年11月25日

分任支出負担行為担当官

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長

一阪 郁久

1 工事概要

- (1) 工 事 名 令和6年度南近畿土地改良調査管理事務所
事務所敷地内フェンス改修工事
- (2) 工事場所 奈良県吉野郡大淀町下湊388-1
- (3) 工事内容 本工事は、近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所敷地内のフェンスが経年劣化等により一部破損しているため、これを改修するものである。
- (4) 工 期 令和6年12月27日から令和7年3月26日まで（90日間）（予定）
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (6) 本工事は、入札説明書の交付、申請書及び確認資料の提出及び受領に係わる確認並びに入札について、電子調達システムで行う対象工事である。ただし、電子調達システムによりがたい場合は、事前に発注者宛に紙入札による申出書を提出すること。
なお、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、紙入札に移行する場合がある。
電子調達システムURL (<http://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>)
- (7) 本工事は、契約手続きにかかる書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 近畿農政局における令和 5・6 年度一般競争参加資格のうち、「土木工事D等級」の認定を受けていること。

ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿農政局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記（2）の再確認を受けた者を除く。

- (4) 本工事に経常建設共同企業体として申請書を提出した場合、その構成員は単体として申請書を提出することはできない。

- (5) 申請書及び確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に「近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領」（平成 15 年 9 月 1 日付け 15 近総第 408 号（理））に基づく指名停止を受けていないこと。

- (6) 同一入札に参加しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないこと。

- (7) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (8) 以下に定める届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

3 入札方法

- (1) 落札の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、入札者は仕様書等に記載する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。ただし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入

札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

4 入札手続等

- (1) 担当部局 : 近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所 庶務課経理第 1 係

〒 6 3 8 - 0 8 2 1 奈良県吉野郡大淀町下湊 3 8 8 - 1

T E L 0 7 4 7 - 5 2 - 2 7 9 1 (ダイヤルイン)

- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

電子調達システムにより交付する。

ただし、CD-R による交付を希望する場合は、あらかじめその旨を以下の交付場所へ申し込みを行った上で、以下の期間、場所にて交付する。

ア 交付期間：別表 1 ①に示す日時

イ 交付場所：上記 (1) に同じ。

ウ その他：配付資料は無料である。

- (3) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間：別表 1 ②に示す日時

イ 提出場所：上記 (1) に同じ。

ウ その他：電子調達システムにより提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は上記イへ持参又は郵送（郵便書留や宅配便など配達記録が残るものに限る）するものとする。

- (4) 入札、開札の日時、場所及び提出方法

入札は、原則として電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難しい場合は、紙入札方式による申出書を提出すること。

なお、紙入札方式による、入札書、委任状、工事費内訳書及び紙入札による申出書への押印は不要である。

F A X 及び電子メールでの入札書の提出は認めない。

- ア 電子調達システムによる入札書の提出

別表 1 ③に示す期間内に、入札書と工事費内訳書を併せて電子調達システムにより送信すること。

イ 紙入札方式（郵送又は持参）による入札書の提出

別表 1 ③に示す期間内に、入札書と工事費内訳書に紙入札による申出書を併せて郵送（書留郵便等配達記録の残るものに限る。）又は持参により提出すること。

ウ 提出場所 〒638-0821 奈良県吉野郡大淀町下湊388-1

近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所 庶務課 経理第1係

電話 0747-52-2791

エ 開札

日時 別表 1 ④に示す日時

場所 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所会議室

5 その他

（1）入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金

契約保証金 納付。（保管金の取扱店 日本銀行五条代理店）

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

（ア）利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行京都支店）。

（イ）金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証。（取扱官庁 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所）また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

（3）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

（4）手続における交渉の有無 無。

（5）契約書作成の要否 要。

（6）関連情報を入手するための照会窓口 4（1）に同じ。

（7）一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者であっても、上記4（3）により申請書及び確認資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点で、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

（8）発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平

成 19 年農林水産省訓令第 22 号) 第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容)を記録し、同規程第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- オ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- カ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- キ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(9) その他

詳細は入札説明書による。

別表 1 入札手続に係る期間等

①	入札説明書の交付期間	令和 6 年 1 1 月 2 5 日から令和 6 年 1 2 月 1 0 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで。
②	申請書及び確認資料の提出期間	令和 6 年 1 1 月 2 5 日から令和 6 年 1 2 月 1 0 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで。
③	電子調達システム又は紙入札方式(郵送又は持参)による入札期間	令和 6 年 1 2 月 1 8 日から令和 6 年 1 2 月 2 0 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで。
④	入札(開札)日時	令和 6 年 1 2 月 2 3 日 午後 1 時 3 0 分

※「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和 63 年法律第 91 条)第 1 項に規定する行政機関の休日をいう。